ご契約者の皆さまへ

この冊子は、集団扱のご契約にセットされる特約を 記載したものです。

必ず、ご一読いただき、保険証券とともに大切に 保管してください。

集団扱特約集

事業用総合自動車保険

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL: 03-5424-0101 (大代表) http://www.aioinissaydowa.co.jp/

1. 保険証券の記載内容および適用される特約名

ご契約に適用される特約の掲載ページにつきましては、下表をご参照ください。 保険証券に下表の「記載内容」のとおり記載されている場合には、その特約が適用されます。

<保険証券表面(ご住所・ご氏名の記載がある面)に記載があるもの>

保険料払ジ	公方法		
記載欄	記載内容	適用される特約名	ページ
	「集団扱契約」		
	「集団扱契約 集金代行」		
	「長期分割月払集団扱契約」	 集団扱保険料分割払特約	3
	「長期分割月払集団扱契約 集金代行」	亲创放体映料力创始符款 	3
 [払込方法	「長期分割年払集団扱契約」		
拉及方法]	「長期分割年払集団扱契約 集金代行」		
	「長期分割月払集団扱契約」		
	「長期分割月払集団扱契約 集金代行」	 集団扱の長期契約に関する特約	5
	「長期分割年払集団扱契約」	未凹汲り及物大部に関する行動	
	「長期分割年払集団扱契約 集金代行」		

<保険証券に記載されないもの>

次の特約は保険証券に記載されませんが、ご契約条件により適用されます。お客さまのご契約条件をご確認いただき、適用される特約をご参照ください。

ご契約条件	適用される特約名	ページ
証券の「保険料払込方法」の「払込方法」欄に「集団扱契約」または「集団扱契約 集金代行」のいずれかの記載があり、かつ、ご契約条件の変更時に、弊社所定の連絡先に変更内容を直接ご連絡いただくことにより、追加保険料を集団経由で払い込んでいただく場合	集団扱の追加保険料等に関す る特約	6
証券の「保険料払込方法」の「払込方法」欄に「長期分割月払集団扱契約」、「長期分割月払集団扱契約 集金代行」、「長期分割年払集団扱契約」または「長期分割年払集団扱契約 集金代行」のいずれかの記載があり、かつ、ご契約条件の変更時に、弊社所定の連絡先に変更内容を直接ご連絡いただくことにより、追加保険料を集団経由で払い込んでいただく場合	集団扱の追加保険料等に関する特約(長期契約)	8

1

2. ご契約者・記名被保険者・車両所有者の条件について

集団扱保険料分割払特約をセットしてご契約いただけるのは、ご契約者・記名被保険者・車両所有者が下表のいずれかの方に該当する場合に限ります。

ご契約者	①集団の所属員(下記のいずれか) ・集団の構成員 ・集団に勤務する方(役員・従業員等) ・集団の構成員に勤務する方(役員・従業員等) ・集団の構成員に勤務する方(役員・従業員等) ②集団自身
記名被保険者または 車両所有者 ^(注)	①ご契約者本人 ②ご契約者の配偶者 ③ご契約者またはその配偶者の同居の親族 ④ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族

(注)所有権留保条項付売買契約によるお車の買主およびリース契約により借り入れたお車の借主はお車の所有者とみなしてお取扱いします。



保険期間の中途で上記の条件を満たさなくなった場合、「残りの保険料を一括して払い込みいただくこと」や「ご契約を解約して新たなご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

集団扱保険料分割払特約

<用語のご説明-定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 年額保険料

この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。

(2) 分割保険料

年額保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。

(3) 追加保険料

次の①または②のいずれかの保険料をいいます。

- ① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求-告知・通知事項等の場合] (1)、(2)、(4)または(6)に定める追加保険料
- ② この保険契約に新たに自動車を追加する場合にその自動車に対して当会社が請求する追加保険料

(4) 集金契約

「保険料集金に関する契約書(集団扱)」による保険料集金契約をいいます。

(5) 契約内容変更

保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、次の①または②のいずれかに該当する場合を 含みます

- ① ご契約者による保険契約条件の変更
- ② この保険契約において複数の自動車を一括して保険に付している場合に、新たな自動車を追加するとき。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、次表の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① ご契約者が、次のア. またはイ. のいずれかであること。
 - ア. 当会社との間に集金契約を締結した者(以下この特約において「集団」といいます。)に所属する者(注)
 - (注) 法人・個人の別を問いません。以下この特約において「構成員」といいます。
 - イ、集団
- ② ご契約者が、集団に次のことを委託し、集団がそれを承諾していること。
 - ア. ご契約者から、保険料を集金契約に定める期日(以下この特約において「所定期日」といいます。) から 1 か 月以内の集金日に集金すること。
 - イ、上記ア、により集金した保険料を当会社の指定する場所に払い込むこと。

第2条 [保険料の分割払]

当会社は、この特約により、ご契約者が、年額保険料を保険証券に記載された回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条 [分割保険料の払込み]

ご契約者は次表に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

区分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定める ところにより、集団を経て払い込むこと。
② 第2回以降の分割保険料	集金契約に定めるところにより、集団を経て払い込むこと。

第4条 「保険料領収前の事故]

保険期間が始まった後であっても、当会社は、第3条[分割保険料の払込み]①に規定する第1回分割保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集団を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 [追加保険料の払込み]

- (1) 保険契約の内容に変更が発生し、当会社が追加保険料を請求した場合には、ご契約者は集団を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) ご契約者が本条(1)に規定する追加保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、追加保険料の全額を

領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同 寿のとおり取扱います。

100C0094XXV-0098		
追加保険料の区分	事故の取扱い	
① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求-告知・通知事項等の場合](1)または(2)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限ります。	
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合		
③ この保険契約に新たに自動車を追加する場合において、その自動車に対して当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。	
④ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったもの として、普通保険約款およびこれに付帯された他 の特約に従い、保険金を支払います。	

第6条 [保険料領収証の発行]

当会社は、集団を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集団に対して発行し、ご契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 [特約の失効]

(1) この特約は、次表の①から④のいずれかに該当する事実が発生した場合には、同表に定める集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。

ただし、②については集団がご契約者に代わって集金不能日等から1か月以内に保険料を当会社に払い込ん だ場合を除きます。

発生した事実	集金不能日等
① 集金契約が解除されたこと。	左記の事実が発生したことにより集団による保険 料の集金が不能となった最初の所定期日
② ご契約者または集団の責めに帰すべき事由により、保険料が所定期日から1か月以内の集金日に集金されなかったこと。	
③ ご契約者が集団の構成員でなくなったこと。	・ 左記の事実が発生した日
④ 当会社が集団からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。	

(2) 本条(1)の①または④の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、ご契約者に対する書面による通知をもって、その旨を通知します。

第8条 [特約失効後の未払込分割保険料の払込み]

第7条[特約の失効](1)の規定によりこの特約が効力を失った場合には、ご契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込分割保険料(注)の全額を集団を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

(注) 年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下この特約において同様とします。

第9条 [未払込分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い]

当会社は、第8条[特約失効後の未払込分割保険料の払込み]に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 「保険契約の解除ー末払込分割保険料の払込みがない場合]

- (1) 当会社は、第8条[特約失効後の未払込分割保険料の払込み]に定める期間内に未払込分割保険料の全額が 払い込まれない場合は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができま す。
- (2) 本条(1)に規定する解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

集団扱の長期契約に関する特約

<用語のご説明-定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 集金契約

集団扱保険料分割払特約<用語のご説明-定義>(4)に規定する集金契約をいいます。

(2) 集団

当会社との間で集金契約を締結した者をいいます。

(3) 分割保険料

この保険契約に定められた総保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。

第1条 「この特約の適用条件]

この特約は、次表の①または②の条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に集団扱保険料分割払特約(以下この特約において「集団扱特約」といいます。)が適用されていること。
- ② ご契約者と当会社との間に、この保険契約の保険料をこの特約に定める方法により払い込むことについて合意があること。

第2条 「保険料の分割払]

当会社は、この特約により、ご契約者がこの保険契約に定められた総保険料を保険証券に記載された回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条 [集団扱特約失効後の未払込分割保険料の払込み]

- (1) 集団扱特約第7条[特約の失効](1)の規定により集団扱特約が効力を失った場合は、ご契約者は集金不能 日等から1か月以内に、未払込分割保険料(注)の全額を集団を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
 - (注) その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下この特約において同様とします。
- (2) 集団扱特約第7条(1)の規定により集団扱特約が効力を失った場合の翌保険年度以降の各保険年度の保険料の払込方法は、年払とします。この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、集団扱特約が効力を失った場合の翌保険年度以降の保険料について、ご契約者は当会社の承認を得て、本条(2)以外の払込方法とすることができます。

第4条 「保険料の払込みがない場合の事故の取扱い]

- (1) 当会社は、第3条[集団扱特約失効後の未払込分割保険料の払込み](1)に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、第3条(2)に定める払込期日の属する月の翌月末日までに、保険料が払い込まれなかった場合には、その払込期日の翌日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 第3条(2)の保険料の払込みが口座振替の方法で行われる場合で、本条(2)の保険料を払い込まなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときは、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社はご契約者に対して、その払込期日以後、既に到来した払込期日に払い込むべき保険料をあわせて請求できるものとします。

第5条 「保険契約の解除-集団扱特約失効による未払込分割保険料の払込みがない場合]

当会社は、次表の①または②のいずれかに該当する場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を解除することができます。この場合の解除は、同表に定める時からそれぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

解除事由	解除の効力が発生する時
① 第3条[集団扱特約失効後の未払込分割保険料の 払込み](1)に定める期間内に未払込分割保険料の 全額が払い込まれない場合	集金不能日等
② 第3条(2)に定める払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払い込みがない場合	その保険料を払い込むべき払込期日

集団扱の追加保険料等に関する特約

<用語のご説明-定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 集団扱特約

この保険契約に適用されている「集団扱保険料分割払特約」をいいます。

(2) 集金契約

集団扱特約<用語のご説明-定義>(4)に規定する集金契約をいいます。

(3) 集団

当会社との間で集金契約を締結した者をいいます。

(4) 契約内容変更

保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、次の①または②のいずれかに該当する場合を 含みます。

- ① ご契約者による保険契約条件の変更
- ② この保険契約において複数の自動車を一括して保険に付している場合に、新たな自動車を追加するとき。

(5) 追加保険料

次の①または②のいずれかの保険料をいいます。

- ① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求-告知・通知事項等の場合](1)、(2)、(4)または(6)に定める追加保険料
- ② この保険契約に新たに自動車を追加する場合にその自動車に対して当会社が請求する追加保険料

(6) 分割保険料

集団扱特約<用語のご説明-定義>(2)に規定する分割保険料をいいます。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、次表の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に集団扱特約が適用されていること。
- ② 集団と当会社との間に「追加保険料集金に関する覚書」(以下この特約において「覚書」といいます。)が結ばれていること。

第2条 [この特約における契約内容変更の通知の方法]

- (1) ご契約者または被保険者は、契約内容変更の通知を、書面またはファクシミリ等の通信により、当会社の 所定の連絡先に対して直接行わなければなりません。
- (2) 本条(1)に規定する通信のうち、当会社のホームページへのインターネット(注)を経由した通信により契約内容変更の通知を当会社が受領した場合は、当会社は、ご契約者にインターネット上の通知画面と一連の画面により保険契約引受内容の表示をします。
 - (注) 企業または企業グループ等における閉鎖されたネットワークを含みます。
- (3) ご契約者または被保険者が、本条(1)に規定する契約内容変更の通知のうち、普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求 告知・通知事項等の場合](6)に規定する通知を行った場合には、ご契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いて、ご契約者は、これを撤回することはできません。

第3条 [追加保険料の払込み]

(1) ご契約者は、集団扱特約第5条[追加保険料の払込み](1)の規定にかかわらず、当会社が第2条[この特約における契約内容変更の通知の方法](1)に規定する契約内容変更の通知に基づき請求する追加保険料を、集金契約および覚書に定めるところに従い、次の①または②のいずれかの方法により、集団を経て当会社へ払

- い込まなければなりません。
- ① 追加保険料の全額を、一時に払い込む方法
- ② 追加保険料を、分割保険料のうち当会社へ払い込まれていない分割保険料の回数で分割して払い込む方法
- (2) 本条(1)の①の規定により追加保険料の全額が当会社へ払い込まれた場合は、当会社は、第2条(1)に規定する通知に基づく契約内容変更の効力発生時に追加保険料の全額を領収したものとみなします。
- (3) ご契約者は、本条(1)の②の規定により追加保険料を分割した場合には、分割した追加保険料の額を分割保険料の額に加算して払い込むものとします。この場合、当会社は、変更後の分割保険料を分割保険料とみなして、集団扱特約を適用します。

第4条 「この特約の失効]

この特約は、次の①または②のいずれかに該当する事実が発生した場合には、それぞれの規定に定める集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。

ただし、②については集団がご契約者に代わって追加保険料を集金契約に定める期日(以下この特約において「所定期日」といいます。)から1か月以内に当会社に払い込んだ場合を除きます。

発生した事実	集金不能日等
① この保険契約に適用されている集団扱特約が、同特約第7条[特約の失効]の規定により、失効したこと。	左記の事実が発生した日
② ご契約者または集団の責めに帰すべき事由により、追加保険料が所定期日から1か月以内の集金日に集金されなかったこと。	左記の事実が発生したことにより集団による追加 保険料の集金が不能となった最初の集金日

(注) 上表②の事実が発生したことにより、この特約が失効した場合であっても、この保険契約に適用されている集団扱特約は失効しません。

第5条 「この特約失効後の未払込保険料の払込み]

- (1) 第4条[この特約の失効]①の事実が発生したことにより、この特約が失効した場合には、ご契約者は集金 不能日等から1か月以内に、未払込保険料(注)の全額を集団を経ることなく、一時に当会社へ払い込まなければなりません。
 - (注) 年額保険料(この保険契約に定められた1か年分の保険料をいいます。)と追加保険料の合計額から既に 払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下この特約において同様とします。
- (2) 本条(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、当会社は、未払込保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求 - 告知・通知事項等の場合](1)または(2)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限ります。
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	
③ この保険契約に新たに自動車を追加する場合において、その自動車に対して当会社が請求した追加保 険料の場合	保険金を支払いません。
④ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。 ただし、集金不能日等の前日までに発生した事故 による損害または傷害に対しては、保険契約条件 の変更の承認の請求がなかったものとして、普通 保険約款およびこれに付帯された他の特約に従 い、保険金を支払います。

第6条 [この特約失効後の追加保険料の払込み]

- (1) 第4条[この特約の失効]②の事実が発生したことにより、この特約が失効した場合には、ご契約者は集金 不能日等から1か月以内に、追加保険料の全額を集団を経ることなく、一時に当会社へ払い込まなければな りません。
- (2) 本条(1)に定める期間内に追加保険料の全額が払い込まれなかった場合には、当会社は、追加保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求 - 告知・通知事項等の場合](1)または(2)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、 既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限ります。
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	
③ この保険契約に新たに自動車を追加する場合において、その自動車に対して当会社が請求した追加保 険料の場合	保険金を支払いません。
④ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったもの として、普通保険約款およびこれに付帯された他 の特約に従い、保険金を支払います。

第7条 「この保険契約の解除ー未払込保険料または追加保険料の払込みがない場合]

- (1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 第5条[この特約失効後の未払込保険料の払込み](1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合
 - ② 第6条[この特約失効後の追加保険料の払込み](1)に定める期間内に追加保険料の全額が払い込まれない場合
- (2) 本条(1)に規定する解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

集団扱の追加保険料等に関する特約(長期契約)

<用語のご説明-定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- (1) 集団扱特約
 - この保険契約に適用されている「集団扱保険料分割払特約」をいいます。
- (2) 長期集団扱特約

この保険契約に適用されている「集団扱の長期契約に関する特約」をいいます。

(3) 集金契約

集団扱特約<用語のご説明-定義>(4)に規定する集金契約をいいます。

(4) 集団

当会社との間で上記(3)に規定する集金契約を締結した者をいいます。

(5) 契約内容変更

保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、ご契約者による保険契約条件の変更を含みます。

(6) 追加保険料

普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求-告知・通知事項等の場合](1)、(2)、(4)または(6)に定める追加保険料をいいます。

(7) 分割保険料

集団扱特約<用語のご説明-定義>(2)に規定する分割保険料をいいます。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、次表の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に集団扱特約および長期集団扱特約が適用されていること。
- ② 集団と当会社との間に「追加保険料集金に関する覚書」(以下この特約において「覚書」といいます。)が締結されていること。

第2条 「この特約における契約内容変更の通知の方法]

- (1) ご契約者または被保険者は、契約内容変更の通知を、書面またはファクシミリ等の通信により、当会社の 所定の連絡先に対して直接行わなければなりません。
- (2) 本条(1)に規定する通信のうち、当会社のホームページへのインターネット(注)を経由した通信により契約内容変更の通知を当会社が受領した場合は、当会社は、ご契約者にインターネット上の通知画面と一連の画面により保険契約引受内容の表示をします。
 - (注) 企業または企業グループ等における閉鎖されたネットワークを含みます。
- (3) ご契約者または被保険者が、本条(1)に規定する契約内容変更の通知のうち、普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求 告知・通知事項等の場合](6)に規定する通知を行った場合には、ご契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いて、ご契約者は、これを撤回することはできません。

第3条 [追加保険料の払込み]

- (1) ご契約者は、集団扱特約第5条[追加保険料の払込み](1)の規定にかかわらず、当会社が第2条[この特約における契約内容変更の通知の方法](1)に規定する契約内容変更の通知に基づき請求する追加保険料を、集金契約および覚書に定めるところに従い、次の①または②のいずれかの方法により、集団を経て当会社へ払い込まなければなりません。
 - ① 追加保険料の全額を、一時に払い込む方法
 - ② 追加保険料を、当会社の定める回数で分割して払い込む方法
- (2) 本条(1)の①の規定により追加保険料の全額が当会社へ払い込まれた場合は、当会社は、第2条(1)に規定する通知に基づく契約内容変更の効力発生時に追加保険料の全額を領収したものとみなします。
- (3) ご契約者は、本条(1)の②の規定により追加保険料を分割した場合には、分割した追加保険料の額を分割保険料の額に加算して払い込むものとします。この場合、当会社は、変更後の分割保険料を分割保険料とみなして、集団扱特約および長期集団扱特約を適用します。

第4条 [この特約の失効]

この特約は、次の①または②のいずれかに該当する事実が発生した場合には、それぞれの規定に定める集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。

ただし、②については集団がご契約者に代わって追加保険料を集金契約に定める期日(以下この特約において「所定期日」といいます。)から1か月以内に当会社に払い込んだ場合を除きます。

発生した事実	集金不能日等
① この保険契約に適用されている集団扱特約が、同特約第7条[特約の失効]の規定により、失効したこと。	左記の事実が発生した日
② ご契約者または集団の責めに帰すべき事由により、追加保険料が所定期日から1か月以内の集金日に集金されなかったこと。	左記の事実が発生したことにより集団による追加 保険料の集金が不能となった最初の集金日

(注) 上表②の事実が発生したことにより、この特約が失効した場合であっても、この保険契約に適用されている集団扱特約は失効しません。

第5条 [この特約失効後の未払込保険料の払込み]

- (1) 第4条[この特約の失効](1)の事実が発生したことにより、この特約が失効した場合には、ご契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込保険料(注)の全額を集団を経ることなく、一時に当会社へ払い込まなければなりません。
 - (注) その保険年度の年額保険料と追加保険料の合計額から既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額 を差し引いた額をいいます。以下この特約において同様とします。
- (2) 本条(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、当会社は、未払込保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求 - 告知・通知事項等の場合](1)または(2)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限ります。
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。 ただし、集金不能日等の前日までに発生した事故 による損害または傷害に対しては、保険契約条件 の変更の承認の請求がなかったものとして、普通 保険約款およびこれに付帯された他の特約に従 い、保険金を支払います。

第6条 [この特約失効後の追加保険料の払込み]

- (1) 第4条[この特約の失効]②の事実が発生したことにより、この特約が失効した場合には、ご契約者は集金 不能日等から1か月以内に、追加保険料の全額を集団を経ることなく、一時に当会社へ払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)に定める期間内に追加保険料の全額が払い込まれなかった場合には、当会社は、追加保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還は追加保険料の請求 - 告知・通知事項等の場合または(2)に定めるところに従い、当会社が請た追加保険料の場合	(1) 険増加が生じた時より前に発生した事故による損
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定める ろに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	とこ 保険金を支払いません。
③ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定める ろに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	とこ 保険契約条件の変更の承認の請求がなかったもの として、普通保険約款およびこれに付帯された他 の特約に従い、保険金を支払います。

第7条 「この保険契約の解除-未払込保険料または追加保険料の払込みがない場合]

- (1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 第5条[この特約失効後の未払込保険料の払込み](1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合
 - ② 第6条[この特約失効後の追加保険料の払込み](1)に定める期間内に追加保険料の全額が払い込まれない場合
- (2) 本条(1)に規定する解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。